

# 平成26年度 第2回 高等学校入学者選抜審議会 専門委員会

日時 平成26年10月23日(木)

午後1時30分から3時30分まで

場所 行政庁舎1601会議室

## 次 第

- 1 資料確認
- 2 開 会
- 3 報 告
  - (1) 前期選抜における「出願できる条件」について
  - (2) 平成28年度入学者選抜日程について
- 4 審 議
  - (1) 新入試制度の定着に向けての改善の方向性について(調査研究)
  - (2) その他
- 5 その他
- 6 閉 会

### 【 資 料 】

- 会議関係資料
- 報告関係資料(冊子)
- 審議資料
- 第1回専門委員会会議録
- 今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について(答申)
- 平成27年度宮城県公立高等学校入学者選抜一覧

# 高等学校入学者選抜審議会条例

(昭和28年3月28日条例第40号)

最終改正 平成24年12月条例第71号

**第1条** 教育委員会の諮問に応じ、高等学校の通学区域の検討、入学者の選抜の方法及びその実施並びに学力検査問題の作成について調査審議するため、高等学校入学者選抜審議会（以下「審議会」という。）を置く。

**第2条** 審議会は、30人以内の委員で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査研究させるため、専門委員を置く。

**第3条** 委員及び専門委員は、学校の教職員、総合教育センターの職員、教育庁の職員及び学識経験者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

**第4条** 委員の任期は二年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、任期中においても当該委員を解職することができる。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査研究が終了したときは、退任するものとする。

**第5条** 審議会に、委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

**第6条** 審議会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

**第7条** この条例に定めるものを除く外、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年10月11日条例第27号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月20日条例第71号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 第2回高等学校入学者選抜審議会 専門委員 名簿

### 【専門委員】

No.	氏名	現職	備考
1	青木 栄一	東北大学大学院教育学研究科准教授	
2	高城 裕行	宮城県PTA連合会会長	
3	菅原 義明	石巻市立住吉中学校校長	
4	八巻 賢一	仙台市立広瀬中学校校長	
5	加藤 順一	宮城県仙台第一高等学校校長	
6	阿部 恒幸	宮城県総合教育センター所長	

### 【教育庁関係者】

高校教育課 課長	山内 明樹
副参事兼課長補佐	日野 博
〃	佐藤 健二
教育指導班課長補佐	青山 純
教育指導班主幹	大坪 泰久
〃 主幹	菊田 英孝
〃 主幹	三宅 裕之
〃 主幹	遠藤 薫
〃 主任主査	小金 聡
〃 主任主査	早川 健次
〃 主任主査	金谷 英人

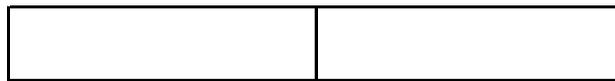
### 【仙台市教育局】

仙台市教育局学校教育課 高校教育課 課長	千葉 剛 (欠席)
〃 指導主事	岩井 誠

平成26年度 第2回高等学校入学者選抜審議会  
専門委員会 座席図

行政庁舎 1601会議室

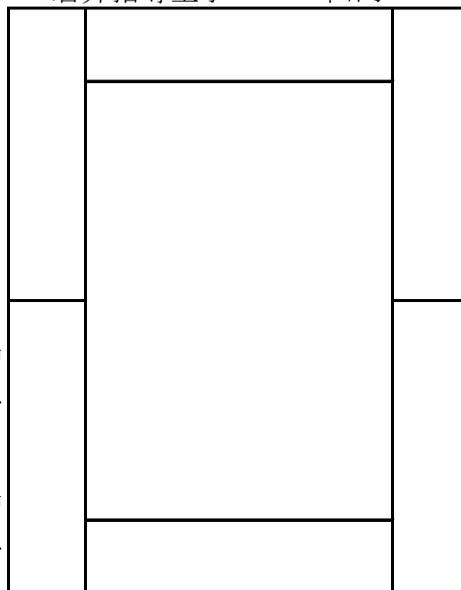
入口



事務局



仙台市教育局 高校教育課課長  
岩井指導主事 山内



総合教育センター  
阿部委員

広瀬中  
八巻委員

仙台一高  
加藤委員

住吉中  
菅原委員

宮城県PTA連合会  
高城委員

東北大  
青木委員